

第9回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月26日(月) 午前10時00分から午前11時40分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 7番 中井 悟

会長職務代理 13番 西元 道啓

委 員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝

3番 安田 伸二 5番 向山 博

6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆

9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一

11番 吉田 靖志 12番 椿 新二

14番 高山 重人 15番 親谷 隆

16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について

第9 平成30年農作業雇用標準賃金の改定について

第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉

農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第9回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、2番近藤委員と3番安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第8回の総会以降の諸般について、報告いたします。

・蘭越町農業再生協議会臨時総会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

初めに、NO1からNO3について、上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

平成30年2月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年2月28日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と

通知年月日は平成30年2月16日、土地引渡の日は平成30年2月末日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号2番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田で〇〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年5月29日から平成30年5月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年2月16日、土地引渡の日は平成30年2月末日です。解約の理由は、契約内容を変更して新たに契約するため、解約するものです。

番号3番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん相続人、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田が〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年9月6日から平成30年9月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年2月19日、土地引渡の日は平成30年2月末日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議 長

NO1からNO3について、担当委員の補足説明を願います。

14番
(高山委員)

NO1の件です。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、地図の現在地1番を見ていただければと思いますけれども、〇〇〇さん宅のすぐ近くに水田があります。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

NO2の件です。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇〇さん宅の周りになるのですけれども〇〇筆あるのですが議案の地図を見ていただければわかるように結構分散していますがここになります。よろしく願い致します。

9番
(岩間委員)

NO3について説明いたします。理由につきましては事務局で説明したとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇〇さんの家の丁度裏側にある土地でありますのでよろしく願いいたします。この件につきましては4号議案にもでてきますのでその時また説明いたします。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案は議案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号は議案のとおり受理することとします。
続きまして、日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。NO1からNO5について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年2月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん外〇名、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成31年2月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、返還されて耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田が〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は〇〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年2月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効

率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年2月25日までです。

番号4番、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年2月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、返還されて耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5番、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇〇筆、田が〇〇〇, 〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、〇〇〇に経営を移譲するため、〇〇〇に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年2月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO5について、順次、担当委員の補足説明を願います。

3番
(安田委員)

NO1〇〇〇さんの場所ですけども、〇〇の〇〇〇さんの空家のところにある農地です。内容は事務局の説明のとおりでございます。

1番
(天水委員)

NO2の件ですけども、内容は事務局説明のとおりです。場所は〇〇〇さんの家の向かいあたりと、〇〇〇線の〇〇〇を挟んで向かい側と周囲にあります。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

NO3とNO4の件です。場所は〇〇〇さん宅の手前、川側の土地と山側になる土地にあります。〇〇〇さんの耕作している土地の周辺にあります。よろしく願いいたします。

3番
(安田委員)

NO5について説明します。内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、図面の左側から〇〇〇さんの住宅の周辺で一団地その右側〇〇〇さんの管理している家から〇〇〇さんの家にかけて〇団地あります。その下が〇〇〇さんの家からもう少し山の方へ上った所に〇団地あります。右側〇〇〇さん住宅の周辺になります、一番右側は〇〇〇さんの住宅の横になります。親から子への移譲ですのでよろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番
(西元委員)

NO2の件ですけども、借主の住所が〇〇ということなんですけども、今戻ってきて農家を継ぐってことで、現在は〇〇にいるという解釈でよろしいでしょうか。

1番
(天水委員)

その通りで、今は〇〇にいて、ゆくゆくはこちらの方に来て耕作したいということですが、今現在でもたまに帰ってきてお手伝い、田植えをしたり、稲刈りをしたり、水路の掃除をしたりしています。

議 長

他にありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、原案とおりに決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号は原案どおり決定し、許可を与えるものとしたします。続きまして、日程6 議案第3号(追加) 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。NO1について事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、意見を求める。平成30年2月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

今回申請があったのは1件です。申請者は貸主が〇〇〇番地〇〇の〇〇〇さん、借主が〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体 〇〇〇〇〇作業所長 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、現況は田、面積は〇, 〇〇〇m²、農地区分は、農用地区域内の第2種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円です。申請理由は、〇〇〇工事のための基点となる事務所及び宿舍他用地として使用するためであります。別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由は、概ね〇〇〇m以内に〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇があり、〇〇〇に近い農地であり、第3種農地には該当しないため、第2種農地と判断しました。

工事は今年の雪解けから平成37年9月までの7年と5か月を予定しております。申請地の妥当性としては長期間に渡って工事を実施することから上下水道、電気、インターネット環境等のインフラ整備が必要であり、申請地以外は山林や既に構築物などが存在しており、必要面積を確保できる土地はなく、申請地が工事現場から最も近い土地であると判断されます。〇〇〇工事終了後は農地に現状復旧することは確実であると認められる内容の事業計画となっております。転用期間の7年5か月間については、一時転用の3年を大きく越えておりますが、農地法の運用通知の中で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行う

ものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合は例外的に許可することができる」とされております。

また、現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、今後、3月20日に開催される北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、農振農用地区域からの除外の決定公告を経て、順調に進めば4月の総会に再度上程し許可することとなります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2 番
(近藤委員)

内容については、事務局から説明した通りでございます、前回臨時総会で除外した土地でございます。場所は図面を見ていただければ解りますけども、〇〇〇の裏側 〇〇〇線になります。現在〇〇〇が真向かいに事務所と宿舎の建物が建っている丁度真向かいにあたります。以上よろしくお願ひします。

議 長

皆さんの方には書面がいつているかと思ひますけども、前回質問があつた会社名・住所につきまして資料を準備してあります。

これから質疑及び意見を伺ひます。質疑・意見はございませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり許可相当であることを決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については許可相当とし北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

NO1からNO6について、一括上程いたします。事務局から説明願ひます。

事務局
(上仙係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年2月26日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年7月1日、対価の支払期限は平成30年6月30日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇番〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇〇番〇が〇〇〇, 〇〇〇円、その他は〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年7月1日、対価の支払期限は平成30年6月30日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇〇〇〇さん外〇名、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年5月1日、対価の支払期限は平成30年4月30日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年4月1日、対価の支払期限は平成30年3月31日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年4月1日、対価の支払期限は平成30年3月31日です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年5月1日、対価の支払期限は平成30年4月30日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇

〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の世帯の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO6について、担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(向山委員)

NO1からNO3について説明したいと思います。

NO1〇〇〇さんの土地ですけども、場所は町道〇〇〇線終点の〇〇〇側から〇〇〇を渡ったところにあります。単当〇〇万円の箇所が〇〇番〇.〇〇.〇〇、〇〇〇番〇とありますけども、場所的には細長い土地があるんですけど、その突端のところにある細い水田でございます。後は事務局の説明のとおりです。

NO2〇〇〇さんの土地ですけども、〇〇〇さんの土地から下側にある水田〇枚でございます。

続きまして、NO3〇〇〇さんのところですけども、〇〇〇さんの賃貸の案件で出た道路を行って川を渡った右側にある水田でございます。内容については事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願ひします。

14番
(高山委員)

NO4の件です。地図によりますと議案4号4番の地図ですけども、先ほどの議案1号NO1の土地であります。後は事務局説明のとおりです。

16番
(伊藤委員)

NO5の件です。内容については、事務局説明のとおりです。場所ですけども、〇〇〇の裏にあたる土地になります。よろしくお願ひいたします。

3番
(安田委員)

NO6について説明いたします。内容については、事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの家から山の方に登って行った位置にあるのですが、真ん中に沢がありますので、道路は

〇〇〇さんの家の前の道路をずっと上がって行ったところにあります。石が結構多くて山奥という条件の農地になります。よろしくをお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。何か質問はありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
 本案のNO1からNO6については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議 長 NO1からNO6については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
 次に、NO7について上程いたします。
 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。（〇〇委員退席）
 再開します。
 NO7について事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長) 番号7番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田で〇〇, 〇〇〇. 〇〇m²です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年11月1日、対価の支払期限は平成30年10月31日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断い

たしました。

議 長 NO 7 について、担当委員の補足説明をお願いします。

1 3 番 (西元委員) NO 7 について、説明いたします。理由につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇さんと〇〇〇さんとのちょうど中間の団地でございます。〇〇〇さんの土壌とは隣接している圃場になります。よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案のNO 7 については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO 7 については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。暫時休憩します。

再開します。

次に、NO 8 からNO 1 8 について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 (上仙係長) 番号 8 番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成 3 0 年 3 月 6 日から平成 3 1 年 3 月 5 日までの 1 年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、1 0 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第 3 項第 2 号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第 2 号口

から第4号については記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成35年2月5日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇 〇〇〇、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇〇筆、田で〇〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成40年3月5日までの10年間です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。番号10番は、中間管理事業に係る賃貸借です。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成33年9月6日までの3年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成35年3月5日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成35年3月5日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇m²、畑が〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成35年3月5日までの5年間です。価格は、田が〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円、畑が〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇m²、畑が〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成31年12月25日までの2年間です。価格は、田が〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円、畑が無償です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇m²、畑が〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成34年2月6日までの4年間です。価格は、田が〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円、畑が〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号17番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さ

ん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇，〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成32年11月30日までの3年間です。価格は、〇〇〇，〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇，〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号18番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇〇，〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成32年11月30日までの3年間です。価格は、〇〇〇，〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇，〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号11番から番号18番までの〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営移譲したので、農地の賃借権を後継者に移転するものであり、借主の世帯の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO8からNO18について、順次、担当委員の補足説明を願います。

5番
(向山委員)

NO8の〇〇〇さんの件でご説明いたします。内容は事務局の説明のとおりです。場所は道道〇〇線〇〇〇さんから〇〇〇さん、それから〇〇〇さんの空家を通る町道に面している土地でございます。〇〇〇と2が町道に面している土地でございます。〇〇〇と〇〇〇の土地は〇〇〇川に面している土地でございます。よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

NO9の件です。内容については事務局説明のとおりです。場所は〇〇の〇〇〇さん宅から〇〇〇さんまでの町道右側にあ

る○団地でございます。よろしくお願いいたします。

NO10の件ですけども、内容については事務局説明のとおりです。場所ですけども、第1議案に出てきた2番の場所になります。

よろしくお願いいたします。

13番
(西元委員)

NO11とNO12に関してご説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。NO11の場所に関しましては、○○線沿いにある○○○の○○○の国道を挟んだ向かい側にある○団地でございます。NO12に関しまして場所は、○○○さんの住宅の裏に○団地、それと○○○の方に抜ける道路が1本あるんですけども、そのちょうど、○○○と○○○の中間の所にある○団地でございます。よろしくお願いいたします。

3番
(安田委員)

NO13からNO18まで説明いたします。内容については事務局説明のとおりですので、場所だけ説明させていただきます。

NO13ですが、図面で○○○さんの右側になってますが、こちら川で寸断されていて高低差が結構ありますので、○○○さんの住宅の国道向いから入った所のずっと奥になります。

NO14ですが、こちらは先ほどのNO13の田んぼの隣になります。

NO15ですが、こちらは○○○さんの住宅の周りになります。

NO16ですが、こちらは○○○さんの住宅の周りと同側にもう○団地です。

NO17ですが、○○○さんの住宅の裏にある農地です

NO18ですが、こちらは○○○さんの住宅の裏にある農地です。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

本案のNO8からNO18については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO8からNO18については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

続きまして、NO19について、上程いたします。

NO19について事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

番号19番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年3月6日から平成40年3月5日までの10年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。なお、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇は〇〇です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO19について、担当委員の補足説明を願います。

9番
(岩間委員)

NO19の件ですけども、第1号3番にでてきた土地であります。今回〇〇〇さんの土地を〇〇〇さんが借受するということが進みました。金額の所にハイフオンしか入ってないところがありますが、これは土地の条件が非常に悪くて、当事者同士で話あってこの辺は〇〇〇で貸し付けするということが話で決定しております。理由につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

これをもって質疑を終了いたします。

本案のNO19については、異議ないものとして決定してよろ

しいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO19については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程 8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。平成30年2月26日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇 〇〇〇。土地は字〇〇〇番〇外〇〇筆、田〇〇〇，〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成30年4月12日から平成40年3月5日までの10年間です。価格は総額で、〇，〇〇〇，〇〇〇円です。借受理由は、契約内容の変更に伴い、中間管理事業を活用したいためです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

NO1の件です。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけども、議案4号1.2にでてきた所になります。よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案は異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号は原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程9 議案第6号 平成30年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。第7回の総会で振興・農政委員会に付託しておりますので、椿委員長から検討した結果についての報告をお願いいたします。

12番
(椿委員)

2月13日に農業委員会臨時総会がありました。その後に振興・農政専門委員会で平成30年農作業雇用標準賃金について、検討いたしました。最近の労賃の上がり具合から見て、いろいろ議論いたしましたが、2年前に850円ということで変わりましたので、この辺はそのまま同じ賃金ということで、良いのではという結論に達しました。それ以外についても、特段変わったことはありませんので以下全部同じ金額といたしました。そういう結果に話はまとまりましたので報告させていただきます。

議 長

ただいま椿委員長から報告がありましたが、質問等ございませんでしょうか。意見でもよろしいです。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑がないということで報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、椿委員長からの報告のとおり決定することといたします。尚、この賃金表を農家の皆さんと各事業所に配布することといたします。

日程10 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につ

(上仙係長)

いて、平成30年2月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

平成30年2月7日付けで、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇〇 外〇〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

平成30年2月19日付けで、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

同じく平成30年2月19日付けで、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

平成30年2月23日付けで、字〇〇〇番地 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありましたので報告いたします。

議 長

その他の報告を事務局からお願いいたします。

事務局
(谷口局長)

私の方から、報告とお願いですが、皆さんのお手元の方に2枚綴りで平成31年度の国策への意見要項の取りまとめについてのお願いの文章を配付しております。例年開催しております5月下旬に全国農業委員会の会長大会というのがあります。それに合わせてですね道選出の国会議員に対して要請活動を行っております。当農業委員会としても国策への改善点や予算要求について意見を取りまとめ、各農業委員さんが日頃から感じておられること、なんでもよろしいですので意見を2枚目に書いていただいて3月5日までに事務局の方に提出して頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第9回農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時40分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印